

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第2期:2月8日以降の時短要請分)

概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、兵庫県が行った2月8日からの営業時間短縮の要請に応じてくださった飲食店を運営する事業者の皆様に対し、協力金を県と市町が協調して支給します。

支給内容

対象者

県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者

支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示する必要があります。「感染防止対策宣言ポスター」はこちらからダウンロードして使用して下さい。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/sengenposter.html>

※協力開始日から時短要請終了日まで継続して要請に応じていただくことが必要です。

※定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。

支給額等

	緊急事態宣言に基づく 緊急事態措置	県による要請	
対象期間	令和3年2月8日(月) ～2月28日(日) 【21日間】	令和3年3月1日(月) ～3月7日(日) 【7日間】	令和3年3月8日(月) ～3月21日(日) 【14日間】
対象地域	県内全域		神戸市、尼崎市、西宮市、 芦屋市
要請内容	通常、午後8時以降も 営業している店舗が、 営業時間を午前5時から 午後8時まで（酒類提供 は午前11時から午後7 時まで）に短縮すること	通常、午後9時以降も 営業している店舗が、 営業時間を午前5時から 午後9時まで（酒類提供 は午前11時から午後8 時まで）に短縮すること	通常、午後9時以降も 営業している店舗が、 営業時間を午前5時から 午後9時まで（酒類提供 は午前11時から午後8 時30分まで）に短縮 すること
支給額	1日あたり6万円/ 店舗×時短営業日数	1日あたり4万円/店舗×時短営業日数	
対象施設	飲食店・遊興施設のうち、 食品衛生法上の飲食店 営業許可又は喫茶店営業 許可を受けている店舗 （酒類を提供する店に 限定しません）		

申請に係る必要書類

※申請に必要となる書類は、あらかじめご準備下さい。

※★の書類は、第1期協力金（2月7日までの時短要請分）を申請された方は、提出不要とする予定です。

①申請書

★②代表者の本人確認書類（住所・氏名・生年月日が分かるもの）の写し（運転免許証・マイナンバーカード等）

★③通帳の写し（表紙と見開き1ページ目）

★④直近の確定申告書の写し（開業間もなく確定申告を行っていない場合は、税務署への法人設立届出書や開業届の写し）

⑤食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し

★⑥通常の営業時間が分かる書類（店舗HP・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示の写真など）

⑦店頭掲示又は店舗HPに掲示した時短営業告知文の写真又は写し

★⑧屋号、店名が確認できる店舗の外観及び内観写真

⑨感染防止対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示していることが確認できる写真

⑩【該当者のみ】飲食店営業許可証等に係る申出書、理由書

支給時期・申請方法

申請開始日は令和3年4月1日を予定しています。

申請手続き等の詳細は決定次第公表します。

お問い合わせ先

●兵庫県時短協力金コールセンター

電話：078-361-2501

受付時間：平日 午前9時～午後5時

日本語での相談が難しい場合は、「ひょうご多文化共生総合相談センター」にご相談ください。

ひょうご多文化共生総合相談センター

078-382-2052（月曜～金曜 9:00～17:00）

078-232-1290（土曜・日曜 9:00～17:00）